

浜情委第32号
令和元年6月12日

浜松市長 鈴木康友 様
(健康医療課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 鈴木 孝裕

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について (答申)

平成30年7月6日付け浜健医第76号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

「別添「食品等の検査成績について (通知)」に表示されている検査に関して作成された
一切の書類。最低限、検査方法と検査数値 (検出された数値そのもの)」の公文書非公開決
定に対する審査請求及び「別添「食品等の検査成績について (通知)」に表示されている検
査に関して作成された一切の書類。最低限、検査方法と検査数値 (検出された数値そのも
の)」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第171号)

1 委員会の結論

浜松市長が行った公文書非公開決定（別表記載の本件処分①）及び公文書部分公開決定（別表記載の本件処分②）はいずれも妥当である。

2 審査請求に至る経過

別表のとおり

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

当該公文書を全部公開することを求める。（本件処分①及び本件処分②）

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人は収去検査を受けた事業者本人であり、非公開情報であることの利益を放棄していることは明らかであるから、条例第10条には該当しない。（本件処分①）

イ 処分庁は「事業者の権利及び利益を保護することを目的として、収去検査の結果を含むその経緯を公にしないことを通例としている」ことを非公開の理由としているが、審査請求人は収去検査に協力した事業者本人であり、「公にされないことを前提として任意に提供された情報」であるとしても、「公にされない」利益を放棄して公文書公開請求をしているから、処分の理由にはならない（本件処分①及び本件処分②）

4 実施機関の主張

本件審査請求の争点は、収去検査の結果等を、事業者本人が情報公開請求した場合に収去検査の結果等が非公開情報に該当するかどうかである。

(1) 本件処分①について

ア 収去検査は、事業者の任意の協力に基づき実施しているものであり、事業者からは公にされないことを前提として任意に提供された情報であるため、事業者が収去検査を受けたかどうかは浜松市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第3号イに該当する。

イ 収去検査の結果を含む経緯は、公にしないことを通例としているため、結果を公開することで、関係者の理解や協力が得にくくなり、正確な事実の把握が困難となるおそれがあることから、収去検査の結果を含む経緯は条例第7条第6号アに該当する。

ウ 本件公文書公開請求の対象となっている特定の事業者に対する公文書が存在するか否かを答えるだけで、その事業者が収去検査を受けているか否かを明らかにすることとなり、条例第7条第3号イ及び同条第6号アに該当する非公開情報を公開することとなるため、条例第10条の規定を適用し、当該公文書の存否を明らかにし

ないで当該請求を拒否した。

(2) 本件処分②について

ア 事業者が収去検査を受けたかどうかは、(1)アのとおり条例第7条第3号イに該当し、収去検査の結果を含む経緯は(1)イのとおり条例第7条第6号アに該当する。

イ 本件処分②の公文書公開請求の対象となっている特定の事業者に関する情報は、既に食品衛生法第11条第2項に該当する違反食品として、同法第54条の規定に基づく行政処分(回収命令：平成30年4月12日付け)及び報道発表されているものであり、既に公にされている情報であることから、条例第7条第3号イ及び同条第6号アには該当しない。ただし、同日に収去検査を実施したその他の検体については(1)ア及び(1)イの理由から条例第7条第3号イ及び同条第6号アに該当するため非公開とした。

5 委員会の判断

(1) 本件に係る法令等の規定について

条例第7条第3号においては、「法人その他の団体(略)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの」は非公開情報に該当するとしており、同号イで「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」と規定している。

条例第7条第6号においては、「市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開情報に該当するとしており、同号アで「監査、検査、取締り、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」と規定している。

条例第10条においては、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。このうち「非公開情報」とは条例第7条において同条各号に掲げる情報をいう。

(2) 収去検査について

収去検査は、食品衛生法及び食品表示法に基づき、食品営業施設に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査のため必要な検体を無償で譲り受け、検査することをいう。

収去検査は、事業者の任意の協力に基づき実施しているものであり、公にされないことを前提としているため、事業者が収去検査を受けたかどうかは、「法人に関する情報で、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」であ

り、条例第7条第3号イの非公開情報に該当する。

収去検査の結果を含む経緯は公にしないことを通例としているため、結果を公開することで、関係者の理解や協力が得にくくなり、「正確な事実の把握を困難にするおそれ」があることから、条例第7条第6号アの非公開情報に該当する。

公文書公開請求の対象となっている特定の事業者に関する公文書が仮に存在したとして、実施機関が公開又は存在するが非公開若しくは部分公開の決定を行った場合、特定の事業者が収去検査を受けたという事実を明らかにすることとなる。反対に、仮に存在しなかったとして、実施機関が文書不存在を理由として非公開と決定した場合、特定の事業者が収去検査を受けなかったという事実を明らかにすることとなる。

(3) 本件処分①について

特定の事業者が収去検査を受けたかどうかは、条例第7条第3号イ及び同条第6号アの非公開情報に該当するので、本件処分①について、実施機関が条例第10条を適用し、本件公開請求に係る公文書の存在を明らかにしないで、本件公開請求を拒否したことは妥当である。

(4) 本件処分②について

本件処分②について、審査請求人が本件公文書公開請求をしたときには、既に特定の事業者が収去検査を受けた事実が公表されているため、特定の事業者が収去検査を受けたかどうかは条例第7条第3号イ及び同条第6号アには該当しない。ただし、請求対象公文書には同日に収去検査を実施したその他の検体についての情報が記載されており、「別添「食品等の検査成績について（通知）」に該当しない検体に関する部分」は条例第7条第3号イ及び同条第6号アに該当するため非公開とし、実施機関が本件公開請求を部分公開決定したことは妥当である。

(5) その他

審査請求人は、審査請求人が収去検査を受けた事業者本人であり、非公開情報であることの利益を放棄していることは明らかであるから、非公開情報には該当しないと主張しているが、情報公開制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わずに判断される制度であり、請求者が誰であるかは考慮されないため、事業者本人が利益を放棄しているか否かは関係ない。したがって、これらの処分は妥当である。

以上のことから、実施機関が公文書非公開決定（本件処分①）及び公文書部分公開決定（本件処分②）とした処分は妥当である。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 7月 6日	諮問を受けた。
8月29日	審査庁から弁明書を受理した。

10月9日	審査庁から反論書を受理した。
12月3日	諮問の検討を行った。
平成31年1月28日	諮問の検討を行った。
4月16日	答申案の検討を行った。

別表

	諮問内容	
本件処分①	請求日	平成30年5月23日
	請求内容	別添「食品等の検査成績について（通知）」に表示されている検査に関して作成された一切の書類。最低限、検査方法と検査数値（検出された数値そのもの）
	処分庁	浜松市長（保健環境研究所）
	処分通知日	平成30年5月31日
	処分結果 （根拠規定）	公文書非公開決定 （情報公開条例第10条、第7条第3号イ及び同条第6号ア）
	審査請求日	平成30年6月18日
	諮問日	平成30年7月6日
本件処分②	請求日	平成30年5月23日
	請求内容	別添「食品等の検査成績について（通知）」に表示されている検査に関して作成された一切の書類。最低限、検査方法と検査数値（検出された数値そのもの）
	処分庁	浜松市長（保健環境研究所）
	処分通知日	平成30年5月31日
	処分結果 （根拠規定）	公文書部分公開決定 （条例第7条第3号イ及び同条第6号ア）
	審査請求日	平成30年6月18日
	諮問日	平成30年7月6日

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏名	職業等
部会長（委員長）	鈴木 孝裕	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	三室 正夫	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順